

宮城県地方就職学生支援事業実施要領

(趣旨)

第1 宮城県と宮城県内市町村が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

(事業の実施)

第2 宮城県地方創生総合戦略及び宮城県内の市町村の市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、宮城県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、宮城県と宮城県内市町村が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

(事業の概要)

第3 東京圏の大学又は大学院を卒業・修了して、宮城県の企業に就業する者が第7(1)①②の要件を満たす場合に、宮城県と居住地の市町村が共同して地方就職支援金を給付する。

実施に当たって、宮城県は、事業の制度設計・全体管理、地域未来交付金の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口・調整業務を担う一方、市町村は、申請受付・要件確認、地方就職支援金の支給、定着の確認、債権管理を担うものとする。

(定義)

第4 宮城県地方就職学生支援事業における、東京圏及び条件不利地域、就職活動等を以下のとおりとする

(1) 東京圏：東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(2) 条件不利地域：東京圏において、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村をいう。

(3) 就職活動等：県内企業が大学生及び大学院生を採用するために実施する、企業説明会（複数企業が参加する合同企業説明会を含む。）、企業説明を伴う就職催事、採用試験及び面接に参加することをいう。

(交付金額)

第5 第7(1)の要件を満たす者に対し、地方への就職活動等にかかる経費及び移住に係る経費として、以下の金額を支援金として支給する。

(1) 就職活動等に係る経費（交通費）：一人19,710円を上限とし、宮城県内に所在する企業への就職活動等に要した交通費の2分の1を支給する。

(2) 移住にかかる経費（移転費）：一人81,500円を上限とし、移住に要した費用を支給する。

(交付回数)

第6 交通費、移転費それぞれ一人1回を限度とする。

(支給・返還)

第7 地方就職支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

(1) 市町村は、申請時において①及び②の要件を満たす者の申請に基づき、③に定める方法により、地方就職支援金を支給する。

① 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学又は大学院の東京圏内(条件不利地域を除く)のキャンパスに在学(原則4年以上)し、当該大学等を卒業・修了していること。ただし、就職活動等に係る経費(交通費)については、在学中(卒業・修了見込み)の場合も対象とする。
- b 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京圏内(条件不利地域を除く)に継続して在住していること。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 宮城県内に移住したこと。ただし、就職活動等にかかる経費(交通費)については、宮城県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 交付金の交付決定がされた後であって、宮城県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- c 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費(交通費)を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- d 移住先の市町村に、地方就職支援金の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に②就業に関する要件を満たす企業に就職し、転入日(住民票を移さず転出していた者については就業開始日)から1年以上、宮城県に継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- b 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日

本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。

- c その他宮城県又は申請者の居住する市町村が地方就職支援金の対象として不適当と認められた者でないこと。

② 就業に関する要件

次に掲げる（ア）及び（イ）に該当すること。

（ア）就職先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 勤務地が宮城県内に所在する企業に第7（1）①（ア）の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、宮城県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。
- b 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- c 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する企業でないこと。
- d 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている企業を除く。）ではないこと。
- e 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている企業でないこと。ただし、移住に係る経費（移転費）については、市町村の判断で対象とすることを可能とする。

（イ）就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- a 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- b 移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。
- c 東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。
- d 在学中に就職活動等にかかる経費を申請する場合は、これらの条件に該当する者として採用される予定であること。

③ 申請・支給方法

（ア）申請

地方就職支援金の申請者は、以下の書類を移住先の市町村に提出する。

- a 全員が提出必須の書類
 - ・写真付き身分証明書（提示により本人確認できる書類）
 - ・卒業・修了証明書（卒業・修了日から就業開始日が1年以内のもの）ただし在学中に交通費を申請する場合は、要領第7（1）③bに掲げる書類とする。
 - ・申請書（移住後、継続して居住する意思の宣誓）
※移住先の市町村における居住の事実の確認は、各市町村が住民票を確認することにより行う。

- ・就職活動等に係る経費（交通費）、移住に係る経費（移転費）の領収書
 - ・就職先企業による証明書（就業証明書、内定証明書等、他新規採用者であること、対象経費の支給がないこと、申請者本人による当該企業への就職及び就業継続の意思の宣誓）
 - ・移住先地域を中心とした勤務を基本とする採用であることが確認できる資料（募集要項、雇用契約書等）
 - ・移住元の住所を確認できる資料（住民票、賃貸住宅の賃貸借契約書（卒業年度の複数月の家賃の振込明細や引き落とし履歴を併せて提出）、卒業年度の複数月の公共料金領収書等）
 - ・地方就職支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振り込み可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名）が確認できるものに限る。）
- b 在学中に交通費を申請する場合に提出が必要な書類
- ・在学証明書（卒業学年である確認が取れるもの。学年の記載がない場合には、発行済みの証明書に加筆・捺印（公印）すること。）

(イ) 支給方法

市町村は、(ア)の申請が上記①及び②の要件に該当すると認めるときは、交付決定通知書（様式3）を交付し、地方就職支援金を支給するものとする。

(2) 市町村は、地方就職支援金の支給を受けた者が次の要件に 該当する場合、地方就職支援金の返還を請求することとする。ただし、宮城県及び対象となる地方就職支援金受給者が移住する市町村が認めた場合はこの限りではない。

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に、要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合

(ウ) (在学中に交通費を申請する場合) 申請から1年以内に申請先市町村に転入しなかった場合。ただし、申請時に既に申請先市区町村に住民票がある場合を除く。

(エ) 就業開始日から1年以内に要件を満たす就業先を辞した場合。ただし、退職日から3カ月以内に第7(1)②の要件を満たす宮城県内の別の企業に就業する場合を除く。

(オ) 申請先市町村への申請日、転入日又は要件を満たす企業等への就業開始日のいずれか遅い日から1年以内で申請先市町村から転出した場合。

(3) 市町村は、地方就職支援金の申請情報、地方就職支援金支給者の就業先情報及び地方就職支援金返還対象者に関する情報について、速やかに宮城県に共有することとする。

(財源の負担割合)

第8 財源の負担割合は、次のとおりとする。

地方就職支援金の地方負担については、宮城県が2分の1、市町村が2分の1を負担することとし、宮城県は、当該2分の1に相当する額に、地方就職支援金に充てるために国から地域未来交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付することとする。

(協力)

第9 宮城県と市町村は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、宮城県と宮城県内市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。